

事務連絡
平成30年10月1日

地域密着型サービス事業者様

三木市健康福祉部介護保険課長

地域密着型サービスの指定等に係る制限について

地域密着型サービスは、原則としてその市に在住する被保険者のみを対象とするサービスです。住み慣れた地域でサービスを受けるという主旨に準じ、三木市への転入後一定の期間については、地域密着型サービスの利用を制限します。

1 サービス種別ごとの利用制限の内容

サービス種別	内容
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	本市へ転入後3月を経過しない又は本市の被保険者となって3月を経過しない者については、利用契約をしてはならない。ただし、サービスの利用についてサービス事業者及び市長が必要であると認める特別の事情がある場合は、この限りではない。
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	本市へ転入後1年を経過しない又は本市の被保険者となって1年を経過しない者については、利用契約をしてはならない。ただし、サービスの利用についてサービス事業者及び市長が必要であると認める特別の事情がある場合は、この限りではない。

2 市域を超えた地域密着型サービスの利用について（区域外指定）

サービス事業者及び市長が必要であると認める特別の事情がある場合は、従前のおり、市町村間で利用に係る協議を行い同意を得てから、地域密着型サービスを利用することになります。